

「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザル公募要領

【留意事項】

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和5年度岐阜県の予算の成立」を前提に実施します。

そのため、国との協議の結果事業内容や交付決定額に変更が生じた場合は、その範囲内で事業が実施できるよう提案内容を調整して仕様を確定することになり、また、令和5年第1回岐阜県議会定例会において本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しません。

第1 事業の趣旨・目的

非婚化・晩婚化対策に向けて、県内全域での効果的な結婚支援体制を整備するため、県の結婚支援機能を担う「ぎふマリッジサポートセンター」を運営し、「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用した広域お見合いのフォローを始めとする県内市町村等結婚相談所への支援のほか、婚活サポーターの養成・活用、企業の結婚支援促進、若者へのライフデザイン啓発など、県内における結婚支援体制の充実を図ることを目的に、本事業を実施します。

第2 募集の内容

1 委託業務名

結婚支援事業企画・運営等業務委託

2 委託業務内容

別紙「結婚支援事業企画・運営等業務委託」仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託予算額

上限額 40,131,935円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、下記①から⑫までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が①を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が②から⑫までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- ① 日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 見合い又は結婚の斡旋等を業務とする法人及び団体でないこと。
- ③ プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加者資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑥ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑨ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

- ⑪ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑫ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式 1 に沿って作成してください。

（1）事業実施方針及び運営体制

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）
- ③ 事業目標・成果指標等を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール

（2）事業実施計画

- ① センター運営実施計画
- ② 結婚相談所支援実施計画
- ③ 婚活サポーター募集、養成、登録、サポート実施計画
- ④ 独身者向け支援実施計画
- ⑤ 企業向け支援実施計画

（3）委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

- ・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。
- ・過去の結婚支援事業実績及び地方自治体での結婚支援事業実績があれば記載してください。

3 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和 5 年 2 月 16 日(木)～令和 5 年 3 月 10 日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和 5 年 2 月 16 日(木)～令和 5 年 3 月 10 日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和 5 年 2 月 16 日(木)～令和 5 年 3 月 10 日(金)
④ 企画提案書の受付	令和 5 年 2 月 16 日(木)～令和 5 年 3 月 17 日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和 5 年 3 月 24 日(金)（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 5 年 3 月下旬（予定）

※配布及び受付日は、土日及び祝日を除く。

（2）公募要領等の配布期間及び場所

- ① 公募要領等の配布期間
令和 5 年 2 月 16 日（木）～令和 4 年 3 月 10 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（土日及び祝日を除く）
- ② 公募要領等の配布場所
岐阜県健康福祉部子ども・女性局 子育て支援課
（岐阜市藪田南 2-1-1）（県庁 1 4 階）
入庁の際は県庁ホームページの「入庁フロー」をご確認ください。

1 4階に着きましたら内線電話により内線3 5 3 4を押し、結婚支援事業企画・運営等業務委託プロポーザル公募要領を取りに来た旨をお伝えください。担当者が参ります。

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／入札・公売／入札公告（WTO案件以外）／公募型プロポーザル」

（<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/133040.html>）からも入手できます。

なお、郵便等での配布は行いません。

（3）公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和5年2月16日（木）～令和5年3月10日（金）

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を子育て支援課あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）又は郵送にて提出してください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公表します。（最終は令和5年3月16日（木）までに公表します。）

（4）プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和5年2月16日（木）～令和5年3月10日（金）午後5時(必着)
午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）

② 提出書類

ア 参加申込書（別添2）

イ 岐阜県納税証明書（全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）及び消費税等納税証明書（その3（未納税額のない旨の証明書））（写し可）
ただし、岐阜県内に事業所等を有しない場合は、消費税等納税証明書のみ提出。

※申請日前90日以内に発行されたものに限る。

③ 提出方法

- ・子育て支援課まで持参又は郵送にて提出してください。
- ・持参による受付は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）となります。
- ・入庁の際は県庁ホームページの「入庁フロー」をご確認ください。
1 4階に着きましたら内線電話により内線3 5 3 4を押し、結婚支援事業企画・運営等業務委託プロポーザル参加申込書等提出に来た旨をお伝えください。担当者が参ります。
- ・郵便の場合も、令和5年3月10日（金）の午後5時必着となります。
※電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。
※郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（5）企画提案書等、書類の提出方法

- ① 提案書受付期間
令和5年2月16日（木）～令和5年3月17日（金）午後5時（必着）
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書（様式1）
 - イ 法人等概要書（様式2）
 - ウ 誓約書（様式3）
 - エ 見積書（様式自由）
 - オ 共同体構成員届出（様式4）（該当する場合のみ）
 - カ 共同体協定書（様式5）（該当する場合のみ）
 - キ 共同体委任状（様式6）（該当する場合のみ）
 - ク 社会的課題への取組み（様式7）
 - ケ 結婚支援コンシェルジュとして配置する予定の者の職務経歴書（結婚相談員として経験を有していることがわかるもの、様式指定なし）

※共同体として応募する場合、イとクの書類はすべての者の分を提出してください。

- ③ 提出部数
6部（原本1部、副本5部）
- ④ 提出方法
 - ・子育て支援課まで持参又は郵送にて提出してください。
 - ・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日及び祝日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時までに子育て支援課に到着したものを有効とします。
 - ・入庁の際は県庁ホームページの「入庁フロー」をご確認ください。
14階に着きましたら内線電話により内線3534を押し、結婚支援事業企画・運営等業務委託企画提案書等提出に来た旨をお伝えください。担当者が参ります。
 - ・郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 公募要領に違反すると認められる場合
 - エ 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - オ 他の提案者と応募提案の内容又は応募の意思について相談を行った場合
 - カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ク 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
 - ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、令和 5 年 3 月 22 日（水）の午後 3 時までに、辞退届（様式自由）を子育て支援課に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 見積書（様式 2）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

③ その他本委託事業の積算等の留意事項については、別添「仕様書」をご参照ください。

第 4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員による「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザル評価会議が行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和 5 年 3 月 24 日（金）（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁周辺（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20 分間以内

その後、構成員からの質疑

(4) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- オ アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点*（得点順）

- ④ 最優秀提案者の選定理由
 - ⑤ 評価会議の構成員の氏名
 - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- * 提案者が2者の場合には、③は公表しないこととします。

第5 契約についての留意事項

1 選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

2 この公募要領に記載の事項について疑義のある場合は、その都度協議の上、決定することとします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 少子化対策係

TEL：058-272-1111（内線3534） FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp

別表

結婚支援事業企画・運営等業務委託プロポーザル評価基準

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を150点満点として採点する。

1 事業実施方針及び運営体制

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 事業実施体制・運営体制(10点) ・過去の実績や活動状況から受託能力があり、当該法人の知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 人員体制(スタッフの知識、経験、スキル)(10点) ・事業を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。 ・事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材の配置が考えられているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 委託業務の趣旨・目的の理解(5点) ・仕様書に基づき、委託業務の趣旨、目的を正しく理解しているか。 スケジュールは現実的かつ効果的であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
④ 見積内容(5点) ・事業費の積算は妥当か。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	30点満点				

2 事業実施計画

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① センターの運営に関する実施計画は適切か(25点) ・課題発見、解決力、対応能力に優れた人材の配置が考えられており、事業を円滑に実施出来る体制となっているか。 ・広報・PRは、認知度向上及び登録・利用促進のための効果が期待できる内容となっているか。また、独身者に効果的に伝えるための工夫がされているか。 ・仕様書P3の4(1)③結婚支援事業の広報、PRにおいて、ア〜ウ以外の効果的な広報が提案されているか。	25点	20点	15点	10点	5点
② 結婚相談所支援の実実施計画は適切か(20点) ・広域お見合いのサポート体制・内容について、結婚相談所が利用しやすい内容となっており、また、広域お見合いを促進するための工夫がされているか。また、結婚支援関連システム、web会議システム、オンライン本人確認ツール等の組み合わせにより、オンラインによるお試し会員登録や結婚相談、お相手探し、お見合い申し込み等に対応した内容となっているか。 ・相談員研修は適切に企画提案され、相談員の資質向上やお見合いの成婚率の向上のためのノウハウを身につけさせる効果が期待できる内容となっているか。また、講師・開催方法等、より多くの相談員に参加してもらうための工夫がされているか。 ・広域ネットワークへの参画促進、新規会員の登録促進に向けた具体的な方法が示されており、また、効果が期待できる内容となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
③ 婚活サポーターの募集、養成、登録、サポートの実実施計画は適切か(20点) ・婚活サポーターの募集方法は、具体的かつ効果的な内容となっているか。 ・各研修内容が適切に企画提案され、婚活サポーターの活動促進やスキルアップが期待できる内容となっているか。また、講師・開催方法等、より多くの婚活サポーターに参加してもらうための工夫がされているか。 ・婚活サポーターの活用促進に向けた具体的な方法が示されており、また、効果が期待できる内容となっているか。 ・情報交換会について、地域の結婚支援者の相互連携に繋げるための効果が期待できる内容となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
④ 独身者向け支援の実実施計画は適切か(30点) ・新規お試し会員獲得のための取組みが提案されているか。 ・お試し会員登録事業の内容は、具体的な方法が示されており、また、効果が期待できる内容となっているか。 ・お試し会員募集広報事業の内容は、具体的な方法が示されており、相談会へ参加してもらうための工夫がされているか。また、移住希望者に対して、仕様書P11の4(4)②お試し会員募集広報事業ア、イ以外に効果的な広報が提案されているか。 ・コミュニケーションスキルアップ講座及びガイドブックの内容が適切に企画提案され、独身者の結婚への意欲を高め、婚活に役立つノウハウを身につけさせる効果が期待できる内容となっているか。また、講師・開催方法等、より多くの独身者に参加してもらうための工夫がされているか。 ・お見合い会の内容は、成婚につながるモデル事業として効果が期待できる内容になっており、また、婚活サポーターと連携するための工夫がされているか。	30点	24点	18点	12点	6点
⑤ 企業向け支援の実実施計画は適切か(20点) ・企業における結婚支援への参画促進に向けた具体的な方法が示されており、また、効果が期待できる内容となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
小 計	115点満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目	
① 仕事と家庭の両立(3点)	該当する場合に加点(1~3点)
② 障がい者雇用(1点)	該当する場合に加点(1点)
③ 若者の採用・育成(1点)	該当する場合に加点(1点)
小 計	5点満点

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

結婚支援事業企画・運営等業務委託企画提案書

法人名称：

所在地：

代表者職氏名：

印

※公募要領や評価基準を参考に、以下の各項目について、できる限り具体的かつ簡潔に記載してください。
※行間は、適宜調整して作成してください。

1 事業実施方針及び運営体制

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）
- ③ 事業目標・成果指標等を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール

2 事業実施計画

- ① センター運営実施計画
- ② 結婚相談所支援実施計画
- ③ 婚活サポーター募集、養成、登録、サポート実施計画
- ④ 独身者向け支援実施計画
- ⑤ 企業向け支援実施計画

3 委託事業を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

- *事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性（過去の類似事業実績、スタッフの実績等）があれば記載してください。
- *過去の結婚支援事業実績及び地方自治体での結婚支援事業実績があれば記載してください。

法人概要書

(ふりがな) 名称	()
所在地	(〒)
設立年月日	西暦 年 月 日
資本金	円
売上高	円 (年 月期実績)
税引前当期利益	円 (年 月期実績)
代表者	役職 氏名
従業員数	名 (うち、正規雇用者 名)
担当者氏名	
担当者連絡先	(〒) 住所 電話番号 : FAX : 電子メール :
理念 活動目的等	
事業内容	
事業の主な特色・ 実績等	

※各項目の幅は、適宜調整してください。なお、1枚以内に納めてください。

※事業内容については、登記簿謄本の「目的」欄に記載している内容と同じものを記載してください。

様式3

誓約書

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

法人名称

代表者職氏名

印

「結婚支援事業企画・運営等業務委託」のプロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

共同体構成員届出

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

共同体の名称

構成員（代表者） 住 所
名 称
代表者氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者氏名 印

※構成員の数に応じて加筆・修正ください。

このたび、結婚支援事業企画・運営等業務委託のプロポーザルに参加するため、共同体を結成しましたので届け出ます。

結婚支援事業企画・運営等業務委託に関する共同体協定書

令和 年 月 日

- 第 1 条
(目的)
- 第 2 条
(名称)
- 第 3 条
(所在地)
- 第 4 条
(成立の時期及び解散の時期)
- 第 5 条
(構成員の名称及び所在地)
- 第 6 条
(代表者の名称)
- 第 7 条
(代表者の権限)
- 第 8 条
(構成員の責任)
- 第 9 条
(権利義務の制限)
- 第 10 条
(構成員の脱退に対する措置)
- 第 11 条
(構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第 12 条
(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員（代表者） 住 所
名 称
代表者氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者氏名 印

※上記条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

委 任 状

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

共同体の名称

構成員（代表者） 住 所
名 称
代表者氏名 印

構成員 住 所
名 称
代表者氏名 印

私は、下記の共同体代表者を代理人として定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

住 所
共同体の代表者 名 称
代表者氏名

委任事項

- 1 結婚支援事業企画・運営等業務委託に係る参加提出書類の作成及び提出
- 2 岐阜県との契約の締結
- 3 業務委託についての委託料の請求及び受領

受任者印



社会的課題への取組み

法人名称：

下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。
 ※各項目の左側（達成等）をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 （3点）	◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録状況 <input type="checkbox"/> 登録を受けている（1点） <input type="checkbox"/> 登録を受けていない （添付書類）登録証の写し ◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定状況 <input type="checkbox"/> 認定を受けている（3点） <input type="checkbox"/> 認定を受けていない （添付書類）認定証の写し ◆えるぼし認定 <input type="checkbox"/> 認定を受けている <input type="checkbox"/> 認定を受けていない （1段階目1点、2段階目2点、3段階目3点） （添付書類）認定通知書の写し ◆プラチナえるぼし認定 <input type="checkbox"/> 認定を受けている（3点） <input type="checkbox"/> 認定を受けていない （添付書類）認定通知書の写し ◆くるみん認定 <input type="checkbox"/> 認定を受けている（1点） <input type="checkbox"/> 認定を受けていない （添付書類）認定通知書の写し ◆プラチナくるみん認定 <input type="checkbox"/> 認定を受けている（2点） <input type="checkbox"/> 認定を受けていない （添付書類）認定通知書の写し ※複数の登録・認定に該当する場合は、最も得点区分が高い区分により加点を行うものとする。
障がい者雇用 （1点）	(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者 ◆直近の6月1日現在の障がい者の法定雇用率の達成状況 <input type="checkbox"/> 達成（1点） <input type="checkbox"/> 未達成 （添付書類）障害者雇用状況報告書の写し (2) 障害者雇用状況の報告義務がない事業者 ◆現時点での障がい者の雇用状況 <input type="checkbox"/> 雇用している（1点） <input type="checkbox"/> 雇用していない （添付書類）以下のいずれか ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し （提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。） ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し
若者の採用・育成 （1点）	◆ユースエール認定状況 <input type="checkbox"/> 登録を受けている（1点） <input type="checkbox"/> 登録を受けていない （添付書類）認定通知書の写し

令和 年 月 日

岐阜県健康福祉部子ども・女性局
子育て支援課長 様

公募要領等に関する質問書

「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザル公募要領等について、質問事項がありますので提出します。

法人名称：
所在地：
担当者名：
電 話：
F A X：
電子メール：

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●
内容	●

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 少子化対策係
F A X : 0 5 8 - 2 7 8 - 2 8 8 0
E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

令和 年 月 日

結婚支援事業企画・運営等業務委託プロポーザル参加申込書

岐阜県知事 様

(参加申込者)

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先 (電話番号)

(FAX 番号)

(電子メール)

私は、「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザル公募要領に基づき、「結婚支援事業企画・運営等業務委託」プロポーザルに参加します。また、プロポーザル参加の要件を満たしています。